

令和8年度

電動生ごみ処理機のモニターを募集します

廿日市市では、ごみの減量化を促進するため、家庭用電動生ごみ処理機（ディスポーザー式は対象外）を購入後、使用状況のモニター調査に協力してくださる人に対して、購入費の一部を補助します。

対 象	廿日市市内に住所があり、居住している人（事業者は除く）で、一世帯あたり1台まで。
モニター期間	購入後約1年間
補助金額	家庭用電動生ごみ処理機購入額の2分の1 (上限3万円。100円未満の端数は切り捨て)

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 申請の流れ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆



① 必ず購入前に申請してください。

- 購入費補助金交付申請書及び誓約書に記入・押印（シャチハタ印は無効）して、裏面の窓口へ提出するか、または廿日市市役所循環型社会推進課へ郵送してください。なお、予算に限りがありますので、補助が受けられない場合があります。
- 申請期間 令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）
- 郵送先 〒738-8501 廿日市市下平良1-11-1
廿日市市循環型社会推進課・資源循環推進係



② 補助が決まった方には、『補助金交付決定通知書』を送付します。

- モニター調査のアンケート用紙と返信用の封筒を同封しています。電動生ごみ処理機を購入してから6ヵ月後に回答をお願いします。



③ 『補助金交付決定通知書』などを持って、指定登録販売店で購入してください。

- 指定登録販売店に持参するもの
 - 補助金交付決定通知書
 - 補助金交付申請書で使用した印鑑
 - 代金
- 販売店での手続き
 1. 「補助金交付決定通知書」を販売店に渡してください。
 2. 販売店に備え付けてある「実績報告書」と「委任状」に、記入・押印してください。
※印鑑は、補助金交付申請書に押した印鑑を使用してください。
 3. 代金(販売価格から補助額を差し引いた額)を支払い、処理機を受取ってください。
 4. 販売店からの領収書は、そのまま販売店に渡してください。
- 購入期間 補助金交付決定日から令和9年3月5日（金）まで

必ず裏面の
指定登録販売店で
購入してください！

